ニ於テハ全員ニ解雇ノ申渡ヲ為シタリ 於是労働者ハ更ニ対策協議中

再事業主ヨリ六日午前十時迄ニ当場就労スル者ハ従前通リ使用スル旨ヲ

傳ヘタルモノ労働者一同ハ解雇恐レテ全員就業解決ヲ見タリ

要求事項 賃銀一割値下反対

解決事項 (一)職工側ニ於テ工賃一割値下ヲ承認スルコト

(二)十一月六日午前十時迄ニ就業スルコト